

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等
の損金算入に関する明細書

別表
十一

事年	業度	.	.	法人名	
----	----	---	---	-----	--

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利 益 の 分 配 の 額 の 計 算	金 錢 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 權 に 係 る 受 益 證 券	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超 過 分 配 額	2			$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
分 配 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	(18) - (19)	20	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5			当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
	減 損 損 失 の 額	6			特 定 讓 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	22	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			$(21) - (22)$	23	
	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8			損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額	24	
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の 発行をしている場合には、(8) - (26)) (マイナスの場合は0)	9			$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	超 過 分 配 額 (2)	10			社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て いる 場 合 の 調 整 額 $(20) + (25) \times 2$	26	
	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (10) に 充 て ら れ た 金 額	11					
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12					
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13					
所 得 金 額 の 合 計	(1) が (13) を 超 え る 場 合 の (3) の 額	14					
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15					
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 ((14) と (15) の う ち 少 な い 金 額)	16					

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

收 益 の 分 配 の 額 の 計 算	總 分 配 額	27	円	分 配 可 能 收 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28			期 首 欠 損 金 の 額	35	
	收 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29			減 損 損 失 の 額	36	
所 得 金 額 の 合 計	(27) (41)	30			$(36) \times \frac{70}{100}$	37	
	(30) が $\frac{90}{100}$ を 超 え る 場 合 の (29) の 額	31			分 配 可 能 収 益 額 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)	38	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32			超 過 分 配 額 (28)	39	
	收 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 ((31) と (32) の う ち 少 な い 金 額)	33			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40	
					分 配 可 能 収 益 額 (38) + (39) - (40)	41	

令
七
・
四
・
一
以
後
終
了
事
業
年
度
分